

## 磐田市社会福祉協議会 車いす貸出の対象者と期間（令和5年6月1日～）

社協の車いすは、短期間の貸出を基本とします。

介護保険など他制度を利用できる場合は、その制度を優先していただきます。

貸出対象者：市内にお住まいの方

借用理由	貸出期間	更新の可否	対象	利用料
疾病やケガの療養	原則3ヶ月	疾病やケガが完治するまで可	要介護1以下※	無料
介護保険等の制度で利用できるまでの間	3ヶ月以内	要相談	他制度手続き中の方	
通院・外出等	1週間以内	その都度申請	特になし	

<上記以外で継続的に車いすが必要な方は、下記の方法が考えられます。>

1. 高齢者：担当ケアマネジャーや地域包括支援センターに相談する

※要介護2～5の方は介護保険で車いすを借りることができます。

要介護1、要支援1・2の方でもケアマネジャーに車いすを借りる相談ができます（軽度者申請）。

身体障害者：福祉課障害福祉グループに相談する

（障害者手帳のある方は、購入に助成を受けられる場合があります。）

2. 実費レンタル（福祉用具の業者に相談）

3. 購入（福祉用具の業者、ホームセンター等）